



社会的監査の法的責任

社会的保証の弱点を補うためのハードロー戦略

要旨

新型コロナウイルスの世界的な影響により、労働者やコミュニティは極めて厳しい状況に置かれています。そして私たちは今、グローバルサプライチェーンにおける権力と富の深刻な不平等を正し、[公正な回復](#) (just recovery) に向けた道を切り開く極めて重要な機会を手にしています。そのためには、人権をビジネスの中心にしっかりと据えるための国や企業による変革を伴う行動が求められます。

肝心なのは、そのために必要となる企業による強靱な人権デューデリジェンス¹の実施と、企業による人権侵害の被害者のための救済への実効的なアクセスの確保です。サプライチェーンにおける人権課題を管理するために導入する企業が増えている[社会的監査](#)²では不十分であり、人権デューデリジェンスの代わりにはなりません。その理由として、社会的監査は、人権デューデリジェンスの根幹とも言える「権利者との[有意義なエンゲージメント](#)」を企業が行うよう保証するものではないこと、また社会的監査では人権侵害を見つけられないという[十分な裏付けがある](#)ことなどが挙げられます。

当然のことながら、企業のサプライチェーンにおける人権侵害が許容され続けてきた責任の一端を担っているとして、社会的監査業界には厳しい目が向けられています。今こそ、社会的監査業界は、労働者に対する人権侵害の真実を隠して虚偽やずさんな主張を行ってきた責任を問われるべき時です。本報告書では、社会的監査企業が人権を侵害した際に説明責任と救済を求めるための法的戦略についてまとめるとともに、新たに導入される法規制では、社会的監査を人権デューデリジェンスと同等とみなしたり、妥当な代替策として認めたりしてはならないことを強く主張します。

1 国連ビジネスと人権指導原則(UNGPs)の原則17は、人権デューデリジェンスについて、企業がこのプロセスによって人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処方法を説明するべきであると明記しています。UNGPsはまた、人権デューデリジェンスには「企業がその活動を通じ惹起または助長するおそれのある人権への悪影響、または取引関係による、企業活動、製品もしくはサービスに直接関連し得る」悪影響が含まれるべきであるとしています。原則18では、企業に対して、人権への悪影響を潜在的に受ける利害関係者との有意義な協議を定期的に行うことを求めています。原則22は、企業に対して、企業が惹起または助長した人権への悪影響に対する救済を行うべきであるとしています。

2 本報告書の目的において、社会的監査とは、特定の労働/環境基準に対する企業の順守状況を評価・検証するために任意で行うものを指します。本報告書は、企業(社会的監査企業)が実施する第三者による社会的監査に関する内容となります。

社会的監査企業による法令遵守報告書が出されている多くの職場で、危険な労働条件や広範に及ぶ人権侵害が明らかになっています。具体的には、次のような事例が報告されています：

- マレーシアのゴム手袋製造工場における強制労働のリスクについて、社会的監査企業による報告漏れが相次いだ。その後、2018年に[調査ジャーナリスト](#)がその実態を明らかにした。2020年には、[国の労働調査](#)によって別の工場における強制労働のリスクが明らかになった。
- バングラデシュにある[ラナプラザのビル](#)が崩落した2013年の事故では、1,132名が死亡し、何千人もの負傷者が出たが、構造上の欠陥について複数の社会的監査企業が報告をしていなかった。
- パキスタンにある[アリエンタープライズの工場](#)で2012年に起きた火災事故は、わずか数週間前に、ある社会的監査企業によって安全性が確認されていたにもかかわらず、実際には利用可能な非常口は一箇所しかなく、250名を超える労働者が格子付きの窓から避難することもできず命を落とした。

「社会的監査企業RINAは、工場は安全だと認定しましたが、実際のところ、その認定は死の落とし穴で、息子と250名を超える人の命が犠牲になりました」

アリエンタープライズ工場火災事故被災者協会会長 [サイード・クハトゥーン](#)

社会的監査企業に対して法的な請求を行うことは、社会的監査業界に法的責任を負わせる方法として、現時点ではほとんど前例がありません。現在までに法的請求が行われたのは次の2件のみです：

- 2012年にアリエンタープライズの工場に第三者認証を出していた伊企業RINA³が、2014年に同国で[刑事告発](#)された。
- ラナプラザビルの工場に対してずさんな監査を行った疑いで、仏企業ビューローベリタスが2015年にカナダのオンタリオで不法行為[訴訟](#)を提起された。

どちらの訴訟においても、結果的に法的責任は認められませんでした。しかし、社会的監査企業は法の空白において事業を行っているわけではありません。本報告書では、[社会的監査企業の法的責任](#)を追求する革新的なアプローチを紹介し、被害者が法的救済を得るための新たな道を提示します。例えば、フランスの法律では、不法行為に関して社会的監査契約の下で社会的監査企業を訴える場合に、被害者に有利に働くような方策が規定されているようです。ドイツの法律には、社会的監査企業には労働者を守る法的義務が課せられているとする考え方が示されています。一部のコモン・ローにおける不法行為理論は、社会的監査企業の労働者に対する注意義務を立証する根拠となり、そこから過失責任が発生する可能性があります。米国の人身取引被害者保護再授權法は、強制労働の被害者が、労働搾取によって利益を得ているとして社会的監査企業を訴える際に取りうる手段の一つです。

また、認証制度に対する消費者からの申し立ても訴訟の対象となる可能性があります。米ワシントン州でレインフォレスト・アライアンスに対して提起された[訴訟](#)は、被害を受けた労働者やコミュニティが救済される結果にならなくても、法的な訴えが可能であることを示しています。

3 関連する申し立てに対するRINAの回答は、[こちら](#)からご覧いただけます。

それにもかかわらず、社会的監査企業の法的責任を明確にするための取り組みは、既存の法的枠組みや救済へのアクセスを妨げる構造上の障壁がある状態では限界があります。例えば、次のような課題があります：

- 被害者が証拠を集める際に危険や難題に直面する。
- 監査と生じた被害の因果関係を明らかにするのが難しい。
- 下請契約で監査が行われていたり、国際訴訟特有の課題があったりする。

こうした課題に対処するには、法的措置を取ろうとする被害者への報復を予防する対策に加え、契約内容の改革や法改正が必要となります。人権・環境デューデリジェンスを義務づける法律(mHREDD法)やビジネスと人権に関する法的拘束力のある条約をめぐる交渉は、社会的監査企業に対する申し立てや国際事案が絡む訴訟の場合も含めて、人権侵害の被害者が実効的に法的救済にアクセスできるようにするための極めて重要な機会となります。

各国は、企業の民事責任および刑事責任を問う強靱な法制度を確立しなければならず、社会的監査や各種認証を人権デューデリジェンスの証拠として認めない旨を明示するべきです。また社会的監査企業は、企業という立場から、mHREDD法や相応の法制度の適用を受けて然るべきです。

同時に、社会的監査企業の法的責任を確保することで、ブランドやサプライヤーに対して人権侵害の責任を追求する努力を怠ってはなりません。企業は、社会的監査や各種認証だけを頼りにするのではなく、社会的監査よりもさらに踏み込んだ人権デューデリジェンスを行う革新的なアプローチを取り入れるべきなのです。

提言

- **法律家や法的権利の擁護者**には、私たちの調査結果を利用し、社会的監査企業に人権侵害の責任を負わせる取り組みを支援するよう期待します。
- **政府**は、企業の責任逃れを許容してきた、司法へのアクセスを妨げる障壁に対処するべきです。少なくとも、mHREDD法を制定し、民事訴訟の場合の立証責任の回避を含め、民事責任と刑事責任を問う確固たる法制度を確立して被害者が法的救済にアクセスできるようにしなければなりません。各国政府は、社会的監査企業を含むすべての企業にこれらの法律を適用し、人権侵害の責任を負わせるべきです。また、社会的監査や各種認証が人権デューデリジェンスと同等ではないことをmHREDD法で規定する必要があります。さらに、企業による人権侵害に異議を申し立てようとする人が報復を受けることがないよう対策を取らなければなりません。
- **社会的監査企業を含む企業**は、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)に従って人権を尊重し、権利者との有意義なエンゲージメントを通じて実効的な人権デューデリジェンスを行うべきです。また企業は、企業による人権侵害を報告し、法的措置を取ろうとする人々が報復を受けることがないよう保護する必要があります。さらに、契約のあり方を改革して、影響を受けた権利者に第三者権利を付与し、秘密保持条項による監査報告や契約書の開示の制限を撤廃すべきです。